

令和8年

第2回教育委員会会議

報告第1号

秋田県教育委員会

報告第1号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年2月17日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 1 号参考資料

教総—— 2 4 4 9

令和 8 年 2 月 6 日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 8 年 2 月 5 日付け財 - 4 2 4 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

令和8年2月5日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 鈴木 健 太

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和8年秋田県議会第1回定例会(2月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、2月6日(金)までに回答してください。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第9号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案
- 3 令和8年度秋田県一般会計予算(教育委員会に関する事項)
- 4 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 9 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

財政企画チーム 田口

電 話 : 018-860-1101



令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課
(単位：千円)

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
10			教育費		△172,598	国 諸 計 △79,706 △111 △79,817	△92,781	
	1		教育総務費		△172,598	国 諸 計 △79,706 △111 △79,817	△92,781	
		2	事務局費		△1,000		△1,000	
			事務局費	01 事務局管理費	△1,000		△1,000	決算見込みによる補正
		3	教職員人事費		△9,800	諸 △137	△9,663	
			教職員人事管理費	01 障害者雇用対策事業	△9,800	諸 △137	△9,663	決算見込みによる補正
		5	教育助成費		△161,728	国 諸 計 △79,706 43 △79,663	△82,065	
			教育助成費	01 育英事業助成費	8		8	高等学校奨学金の国への償還金
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	△69,037	国 諸 計 △2,125 43 △2,082	△66,955	決算見込みによる補正
				02 私立学校就学支援事業	△92,699	国 △77,581	△15,118	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
		6	総合教育センター費		△70	諸 17	△53	
			総合教育センター費	01 総合教育センター管理運営費	△70	諸 17	△53	決算見込みによる補正
合計					△172,598	国 79,706 諸 111 計 79,817	△92,781	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
10			教育費		920,680	使国財債計 △315 506,413 1,878 △433,000 74,976	845,704	
	1		教育総務費		△4,997	使国財債計 △315 △959 1,878 △4,000 △3,396	△1,601	
	2		事務局費		△4,997	使国財債計 △315 △959 1,878 △4,000 △3,396	△1,601	
			事務局管理費	01 事務局管理費	△1,155	国 △959	△196	決算見込みによる補正
			財産管理費	01 財産管理費	1,563	使財計 △315 1,878 1,563		松くい樹木伐採に要する経費
			盛土崩落対策事業費	01 盛土崩落対策事業	△5,405	債 △4,000	△1,405	決算見込みによる補正
	4		高等学校費		928,253	国債計 503,853 △423,900 79,953	848,300	
	2		高等学校管理費		934,527	国債計 528,500 △445,700 82,800	851,727	
			県立学校施設等総合管理計画推進事業費	01 県立学校施設等総合管理計画推進事業	934,527	国債計 528,500 △445,700 82,800	851,727	国の補正予算に伴う補正 教育施設の省エネ化に向けた施設改修に要する経費 1,428,500 決算見込による補正 △493,973

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考	
						特定	一般		
	5		学校建設費		△6,274	国債計 △24,647 21,800 △2,847	△3,427		
			金足農業高等学校整備事業費	01 金足農業高等学校整備事業		国債計 △21,066 19,000 △2,066	2,066	決算見込みによる財源振替	
			湯沢高等学校整備事業費	01 湯沢高等学校整備事業	△429	国債計 △3,581 2,800 △781	352	決算見込みによる補正	
			建設事業周辺家屋調査事業費	01 建設事業周辺家屋調査事業	△5,845		△5,845	決算見込みによる補正	
	5		特別支援学校費		△2,576	国債計 3,519 △5,100 △1,581	△995		
			3 学校建設費		△2,576	国債計 3,519 △5,100 △1,581	△995		
			栗田支援学校整備事業費	01 栗田支援学校整備事業	△2,576	国債計 3,519 △5,100 △1,581	△995	決算見込みによる補正	
			11		災害復旧費		26,676	国債計 19,702 6,600 26,302	374
		4		文教施設災害復旧費		26,676	国債計 19,702 6,600 26,302	374	
		1		県立学校施設等災害復旧費		26,676	国債計 19,702 6,600 26,302	374	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			県立学校施設等災害復旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	26,676	国債計 19,702 6,600 26,302	374	災害復旧工事に要する経費
合計					947,356	使国財債計 △315 526,115 1,878 △426,400 101,278	846,078	

令和7年度補正予算内容説明書

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番号 款 項 目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考	
				特定	一般		
10	教育費		△3,131,053	使国入諸計 △73,596 △448,578 △1,926,713 △5,561 △2,454,448	△676,605		
	1 教育総務費		△1,967,150	国入諸計 960 △1,926,713 1,299 △1,924,454	△42,696		
	2 事務局費		△1,966,260	国入諸計 960 △1,926,713 1,299 △1,924,454	△41,806		
		給与費	01 給与費	△1,966,260	国入諸計 960 △1,926,713 1,299 △1,924,454	△41,806	決算見込みによる補正 1. 給料 △5,000 2. 職員手当等 △1,959,460 3. 共済費 △1,800
	3 教職員人事費		△890		△890		
		教職員人事管理費	01 教育委員会IT化推進事業	△800		△800	決算見込みによる補正
			02 教職員給与管理費	△90		△90	決算見込みによる補正
	2 小学校費		△358,609	国諸計 △257,313 △2,771 △260,084	△98,525		
	1 教職員費		△358,609	国諸計 △257,313 △2,771 △260,084	△98,525		
		給与費	01 給与費	△358,389	国諸計 △257,313 △2,771 △260,084	△98,305	決算見込みによる補正 1. 給料 △130,000 2. 職員手当等 △104,189 3. 共済費 △124,200

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 少人数学習推進事業	△220		△220	決算見込みによる補正 職員手当等
	3		中学校費		△355,640	国 諸 計 △77,988 △1,825 △79,813	△275,827	
		1	教職員費		△355,640	国 諸 計 △77,988 △1,825 △79,813	△275,827	
			給与費	01 給与費	△353,844	国 諸 計 △77,988 △1,825 △79,813	△274,031	決算見込みによる補正 1. 給料 △181,000 2. 職員手当等 △88,247 3. 共済費 △84,597
				02 少人数学習推進事業	△1,796		△1,796	決算見込みによる補正 1. 職員手当等 607 2. 共済費 △2,403
	4		高等学校費		△251,448	使 国 諸 計 △73,596 201 △1,743 △75,138	△176,310	
		1	高等学校総務費		△251,448	使 国 諸 計 △73,596 201 △1,743 △75,138	△176,310	
			給与費	01 給与費	△251,448	使 国 諸 計 △73,596 201 △1,743 △75,138	△176,310	決算見込みによる補正 1. 給料 △126,000 2. 職員手当等 △66,248 3. 共済費 △59,200
	5		特別支援学校費		△154,330	国 諸 計 △114,438 △362 △114,800	△39,530	
		1	特別支援学校総務費		△154,330	国 諸 計 △114,438 △362 △114,800	△39,530	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			給与費	01 給与費	△154,330	国 諸 計 △114,438 △362 △114,800	△39,530	決算見込みによる補正 1. 給料 △85,000 2. 職員手当等 △39,330 3. 共済費 △30,000
	6		社会教育費		△40,036	諸 △159	△39,877	
		1	社会教育総務費		△40,036	諸 △159	△39,877	
			給与費	01 給与費	△40,036	諸 △159	△39,877	決算見込みによる補正 1. 給料 △10,000 2. 職員手当等 △22,536 3. 共済費 △7,500
	7		保健体育費		△3,840		△3,840	
		1	保健体育総務費		△3,840		△3,840	
			給与費	01 給与費	△3,840		△3,840	決算見込みによる補正 1. 職員手当等 △3,240 2. 共済費 △600
合計					△3,131,053	使 国 入 諸 計 △73,596 △448,578 △1,926,713 △5,561 △2,454,448	△676,605	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考		
款	項	目				特 定	一 般			
3	2		民生費		△148,276	使 国 計	△929 △19,370 △20,299	△127,977		
			児童福祉費		△148,276	使 国 計	△929 △19,370 △20,299	△127,977		
	1		児童福祉総務費		△148,276	使 国 計	△929 △19,370 △20,299	△127,977		
			保育振興事業費	01 保育振興事業費		△816	使	△929	113	決算見込みによる補正
				02 子どものための教育・保育給付支援事業		△84,749			△84,749	決算見込みによる補正 1. 子どものための教育・保育給付費負担金 △72,473 2. 施設型給付費地方単独費用補助事業 △1,786 3. 子育て支援施設等利用給付費負担金 △10,490
				03 地域子ども・子育て支援事業		△58,299			△58,299	国の補正予算に伴う補正 物価高騰の影響を受ける保育施設等の物品購入に 要する経費 1,648 決算見込みによる補正 △59,947
				04 保育士等確保対策事業		2,970			2,970	国庫補助金の精算確定に伴う返還金
				05 保育士修学資金貸付事業		△8,416	国	△19,370	10,954	決算見込みによる補正
06 多様な保育促進事業		1,034				1,034	国庫補助金の精算確定に伴う返還金			

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		234,233	国 財 入 計	△60,601 △2,891 311,241 247,749	△13,516	
	1		教育総務費		234,233	国 財 入 計	△60,601 △2,891 311,241 247,749	△13,516	
		4	教育指導費		286,879	国 財 入 計	△21,818 △2,891 311,241 286,532	347	
			教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	93			93	国庫補助金の精算確定に伴う返還金
			教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	△2,891	財	△2,891		決算見込みによる補正
				02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	△21,553	国	△21,734	181	決算見込みによる補正
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	311,230	国 入 計	△84 311,241 311,157	73	国庫補助金の精算確定に伴う返還金 決算見込みによる補正
									311,314 △84
		5	教育助成費		△52,646	国	△38,783	△13,863	
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	△33,235	国	△18,962	△14,273	決算見込みによる補正
				02 私立幼稚園整備費補助金	△19,411	国	△19,821	410	決算見込みによる補正
			合計		85,957	使 国 財 入 計	△929 △79,971 △2,891 311,241 227,450	△141,493	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△362,419	国 財 入 諸 計 97,190 △6,634 △325,295 1,043 △233,696	△128,723	
	1		教育総務費		△336,419	国 財 入 諸 計 97,190 △6,634 △325,295 1,043 △233,696	△102,723	
		2	事務局費		△149	諸 △4	△145	
			教育事務所運営費	01 教育事務所運営費	△149	諸 △4	△145	決算見込みによる補正
	3		教職員人事費		△230	諸 △1	△229	
			教職員人事管理費	01 教職員人事管理費	△230	諸 △1	△229	決算見込みによる補正
	4		教育指導費		△336,040	国 財 入 諸 計 97,190 △6,634 △325,295 1,048 △233,691	△102,349	
			学校指導費	01 学校指導費	△1,985	国 財 入 諸 計 △1,929 △1 △1,930	△55	決算見込みによる補正
				02 学力向上推進事業	△1,203	諸 △202	△1,001	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				03 被災児童生徒就学支援事業	△413	国	△413	決算見込みによる補正
				04 生徒指導総合支援事業	△305		△305	決算見込みによる補正
				05 文化部活動地域移行等推進事業	△2,281	国	△1,779	△502 決算見込みによる補正
				06 学校支援スタッフ配置事業	△16,239	国	△12,290	△3,949 決算見込みによる補正
				07 公立学校情報機器整備臨時対策基金積立金	108,317	国 財 諸 計	113,601 △6,634 1,350 108,317	国庫補助金の内示による補正 小・中学校等における学習者用端末等の整備に係る基金の積立に要する経費 113,601 決算見込みによる補正 △5,284
				08 公立学校情報機器整備事業	△325,295	入	△325,295	決算見込みによる補正
			非常勤講師配置事業費	01 非常勤講師配置事業	△64,495		△64,495	決算見込みによる補正
				02 少人数学習推進事業	△32,141	諸	△99	△32,042 決算見込みによる補正
	2		小学校費		△15,000		△15,000	
		1	教職員費		△15,000		△15,000	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			教職員費	01 小学校教職員旅費	△15,000		△15,000	決算見込みによる補正
	3		中学校費		△11,000		△11,000	
		1	教職員費		△11,000		△11,000	
			教職員費	01 中学校教職員旅費	△11,000		△11,000	決算見込みによる補正
合計					△362,419	国 財 入 諸 計	97,190 △6,634 △325,295 1,043 △233,696	△128,723

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考	
						特定	一般		
10			教育費		△134,003	国 財 諸 計	20,848 7,281 13,413 41,542	△175,545	
		1	教育総務費		△204,877	国	△124,812	△80,065	
		3	教職員人事費		△51			△51	
			人事管理費	01 教職員人事事務費	△51			△51	決算見込みによる補正
		4	教育指導費		△3			△3	
			学校指導費	01 学校教育指導費	△3			△3	決算見込みによる補正
		5	教育助成費		△204,823	国	△124,812	△80,011	
			教育助成費	01 公立高等学校等就学支援費	△206,807	国	△124,812	△81,995	決算見込みによる補正
				02 定通教育補助事業	1,984			1,984	決算見込みによる補正
		4	高等学校費		70,874	国 財 諸 計	145,660 7,281 13,413 166,354	△95,480	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		1	高等学校総務費		△53,388	諸	△1,359	△52,029	
			入学選抜費	01 入学選抜費	△10			△10	決算見込みによる補正
			非常勤職員配置事業費	01 非常勤職員配置事業	△53,378	諸	△1,359	△52,019	決算見込みによる補正
		2	高等学校管理費		133,870	国 諸 計	145,920 13,852 159,772	△25,902	
			学校運営費	01 高等学校運営費	△4,966	諸	△986	△3,980	決算見込みによる補正
				02 少人数学習推進事業（高等学校）	△1,115			△1,115	決算見込みによる補正
				03 秋田を支える人づくり教育推進事業	△7,640	諸	△45	△7,595	決算見込みによる補正
				04 高校生学校生活支援事業	△4,473	国 諸 計	△3,100 △21 △3,121	△1,352	決算見込みによる補正
				05 デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	△3,091			△3,091	決算見込みによる補正
				06 AKITAグローバル人材育成事業	△11,844	国 諸 計	△2,980 △95 △3,075	△8,769	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				07 AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業	92,000	国	92,000		国補正予算に伴う補正 デジタル社会で活躍する人材育成のための探究活動等の推進に要する経費
				08 AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業	14,999	諸	14,999		国補正予算に伴う補正 AIを活用したグローバル人材育成のための英語力強化に要する経費
				09 (新)高等学校等教育改革促進臨時対策基金積立金	60,000	国	60,000		国補正予算に伴う補正 公立の高等学校等における教育改革の推進をするための事業に要する経費
	3	教育振興費			△9,608	国 諸 計	△260 278 18	△9,626	
			教育振興費	01 教育振興費	△526	国	△260	△266	決算見込みによる補正
				02 高等学校学習環境等整備事業	△9,000	諸	278	△9,278	決算見込みによる補正
				03 県立高等学校地域留学支援事業	△82			△82	決算見込みによる補正
	4	学校実習費				財 諸 計	7,281 642 7,923	△7,923	
			学校実習費	01 学校実習費		財 諸 計	7,281 642 7,923	△7,923	決算見込みによる財源振替
合計					△134,003	国 財 諸 計	20,848 7,281 13,413 41,542	△175,545	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△6,526		△6,526	
	4		高等学校費		△6,526		△6,526	
		2	高等学校管理費		△6,526		△6,526	
			学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	△6,526		△6,526	決算見込みによる補正
			合計		△6,526		△6,526	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		△104,826	国 財 入 諸 債 計 △2,331	31,032 825 △2,342 △946 △30,900 △2,331	△102,495	
	5		特別支援学校費		△104,826	国 財 入 諸 債 計 △2,331	31,032 825 △2,342 △946 △30,900 △2,331	△102,495	
		1	特別支援学校総務費		△39,404	諸	△572	△38,832	
			非常勤講師等配置事業費	01 非常勤講師等配置事業費	△39,404	諸	△572	△38,832	決算見込みによる補正
		2	特別支援学校管理費		△65,422	国 財 入 諸 債 計 △1,759	31,032 825 △2,342 △374 △30,900 △1,759	△63,663	
			特別支援学校運営費	01 特別支援学校運営費	△29,458	財 諸 計	825 △374 451	△29,909	決算見込みによる補正
				02 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業	△35,964	国 入 債 計 △2,210	31,032 △2,342 △30,900 △2,210	△33,754	決算見込みによる補正
			合計		△104,826	国 財 入 諸 債 計 △2,331	31,032 825 △2,342 △946 △30,900 △2,331	△102,495	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

款	項	目	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考		
							特 定	一 般			
10				教育費		189	使 国 財 諸 債 計	△554 21,727 △1,600 11,709 △14,600 16,682	△16,493		
				6	社会教育費		189	使 国 財 諸 債 計	△554 21,727 △1,600 11,709 △14,600 16,682	△16,493	
				1	社会教育総務費		22,750	国 諸 債 計	41,527 △1 △14,600 26,926	△4,176	
					指導体制充実費	01 総務管理費	△1,099	諸	△1	△1,098	決算見込みによる補正
						02 学校・家庭・地域連携総合推進事業	△2,628	国	△1,174	△1,454	決算見込みによる補正
					03 社会教育施設機能強化整備事業	26,477	国 債 計	42,701 △14,600 28,101	△1,624	国の補正予算に伴う補正 近代美術館及び県立図書館の省エネ化に向けた施設改修に要する経費 29,737 決算見込みによる補正 △3,260	
				4	芸術文化振興費		△22,224	使 国 財 諸 計	56 △19,800 △1,600 13,708 △7,636	△14,588	
					芸術文化振興事業費	01 芸術文化普及事業費	△194			△194	決算見込みによる補正
						02 秋田県美術品取得基金積立金	△1,600	財	△1,600		決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				03 県立美術館管理運営費	△408	使 諸 計	1,254 △2 1,252	△1,660	決算見込みによる補正
				04 近代美術館管理運営費	△899	使 諸 計	△1,168 △370 △1,538	639	決算見込みによる補正
				05 博物館管理運営費	843	使 諸 計	△10 △80 △90	933	決算見込みによる補正
				06 農業科学館管理運営費	851	使	△20	871	決算見込みによる補正
				07 あきたMuseum機能強化事業	△20,817	国 諸 計	△19,800 14,160 △5,640	△15,177	決算見込みによる補正
	8	生涯学習振興費			△337	使 諸 計	△610 △1,998 △2,608	2,271	
			生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	△1,567	使 諸 計	△239 △1,785 △2,024	457	決算見込みによる補正
				02 図書館管理運営費	△502	諸	△52	△450	決算見込みによる補正
				03 青少年交流センター管理運営費	4,415	諸	△100	4,515	決算見込みによる補正
				04 少年自然の家管理運営費	△2,299	使 諸 計	△371 △60 △431	△1,868	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				05 ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	△185	諸	△1	△184	決算見込みによる補正
				06 つながり、広げる子どもの読書応援事業	△199			△199	決算見込みによる補正
合計					189	使 国 財 諸 債 計	△554 21,727 △1,600 11,709 △14,600 16,682	△16,493	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△327,580	国 諸 計 △246,475 △75,149 △321,624	△5,956	
	6		社会教育費		△327,580	国 諸 計 △246,475 △75,149 △321,624	△5,956	
		3	文化財保護費		△327,580	国 諸 計 △246,475 △75,149 △321,624	△5,956	
			文化財保護・活用事業費	01 「未来につなぐJOMON」世界遺産魅力アップ事業	△4,793		△4,793	決算見込みによる補正
			埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	01 埋蔵文化財分布発掘調査事業	△322,787	国 諸 計 △246,475 △75,149 △321,624	△1,163	決算見込みによる補正
合計					△327,580	国 諸 計 △246,475 △75,149 △321,624	△5,956	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△25,272	国 △14,262	△11,010	
	7		保健体育費		△25,272	国 △14,262	△11,010	
		1	保健体育総務費		△8,472	国 △1,687	△6,785	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	△3,915		△3,915	決算見込みによる補正
				02 学校安全推進事業	△1,772	国 △1,687	△85	決算見込みによる補正
			学校保健及び学校給食管理事業費	01 医療費補助金	△500		△500	決算見込みによる補正
				02 学校保健・学校給食管理事業	△2,285		△2,285	決算見込みによる補正
		2	体育振興費		△16,800	国 △12,575	△4,225	
			体育振興推進事業費	01 体育振興推進事業費	△100		△100	決算見込みによる補正
				02 秋田っ子元気アップ推進事業	△293		△293	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				03 秋田型部活動支援事業	△16,407	国 △12,575	△3,832	決算見込みによる補正
合計					△25,272	国 △14,262	△11,010	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

福利課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△39,058		△39,058	
	1		教育総務費		△39,058		△39,058	
		2	事務局費		△1,804		△1,804	
			福利厚生費	01 福利厚生事業費	△1,804		△1,804	決算見込みによる補正
	3		教職員人事費		△35,865		△35,865	
			給与費	01 給与費	△35,865		△35,865	決算見込みによる補正 児童手当
	7		恩給及び退職年金費		△1,389		△1,389	
			恩給及び退職年金費	01 恩給及び退職年金費	△1,389		△1,389	決算見込みによる補正
合計					△39,058		△39,058	

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加 分

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費			45,675
	2 児 童 福 祉 費		45,675
		保 育 所 等 物 価 高 騰 対 策 事 業	45,675
10 教 育 費			1,993,259
	4 高 等 学 校 費		1,963,522
		県 立 学 校 施 設 等 総 合 管 理 計 画 推 進 事 業	1,048,463
		A K I T A D Xハ イ ス ク ー ル ・ ラ ボ ラ ト リ ー 事 業	92,000
		A I を 活 用 し た グ ロ ー バ ル 人 材 育 成 の た め の 英 語 教 育 強 化 事 業	14,999
		金 足 農 業 高 等 学 校 整 備 事 業	36,028
		湯 沢 高 等 学 校 整 備 事 業	772,032
	6 社 会 教 育 費		29,737
社 会 教 育 施 設 機 能 強 化 整 備 事 業		29,737	
11 災 害 復 旧 費			42,085
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費		42,085
		県 立 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 事 業	42,085

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度 額
保育士等確保対策事業 (令和7年度分)	令和8年度	保育士等確保対策事業費 15,093
県立学校施設等総合管理計画推進事業 (令和7年度分)	令和8年度	県立学校施設等総合管理計画推進事業費 12,500
高等学校運営費 (令和7年度分)	令和8年度	高等学校運営費 8,432
デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 (令和7年度分)	令和8年度	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業費 21,912
高等学校学習環境等整備事業 (令和7年度分)	令和8年度	高等学校学習環境等整備事業費 8,330
全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業 (令和7年度分)	令和8年度	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業費 7,493
農業科学館管理運営費 (令和7年度分)	令和8年度	農業科学館管理運営費 6,490

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更 分

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	3,903,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。	3,479,400	証書借入又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
特別支援学校整備事業費	142,000	同 上	同 上	同 上	106,000	同 上	同 上	同 上
教育設備整備事業費	14,600	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
盛土崩落対策事業費	6,400	同 上	同 上	同 上	2,400	同 上	同 上	同 上
現年発生県立学校施設等災害復旧事業費	18,200	同 上	同 上	同 上	24,800	同 上	同 上	同 上

議案第 号

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例

(設置)

第一条 県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案要綱

1 制定理由

県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金を設置する必要がある。

2 内容

- (1) 県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとする。（第1条関係）
- (2) 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用及び相殺のための処分に関し必要な事項を定めることとする。（第2条～第7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失うこととする。

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
10			教育費		2,312,431	使 国 諸 計 284 908,462 4,382 913,128	1,399,303	
	1		教育総務費		2,312,431	使 国 諸 計 284 908,462 4,382 913,128	1,399,303	
		1	教育委員会費		12,305		12,305	
			教育委員会費	01 教育委員会費	12,305		12,305	1. 教育委員(5人)報酬 10,560 2. 教育委員会開催費 1,745
		2	事務局費		24,122	使 諸 計 284 52 336	23,786	
			事務局費	01 事務局管理費	24,122	使 諸 計 284 52 336	23,786	
		3	教職員人事費		170,939	諸 798	170,141	
			教職員人事管理費	01 障害者雇用対策事業	170,939	諸 798	170,141	障害者の雇用促進に要する経費
		4	教育指導費		8,137	諸 1,800	6,337	
			教育振興費	01 教職員資質能力向上事業	8,137	諸 1,800	6,337	1. 教職員資質能力向上事業 6,337 2. (新)「新たな教職員の学び」共同開発推進事業 1,800

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		5	教育助成費		2,007,054	国 諸 計	908,462 1,525 909,987	1,097,067	
			教育助成費	01 育英事業助成費	55	諸	1,310	△1,255	高等学校奨学金の国への返還金
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	894,195	国 諸 計	122,652 215 122,867	771,328	1. 私立学校運営費補助金（一般補助） 860,650 2. 過疎地域私立高等学校特別補助 2,251 3. あきた私学魅力アップ支援事業費補助 3,000 4. 日本私立学校振興・共済事業団補助 8,743 5. 私立学校教職員退職金積立補助 18,435 6. 私学教育振興事務費 1,116
				02 私立学校就学支援事業	1,112,804	国	785,810	326,994	1. 私立高等学校就学支援金 995,948 2. 私立学校授業料軽減補助金 1,554 3. 私立学校入学科軽減補助金 39,073 4. 奨学のための給付金 76,229
		6	総合教育センター費		89,874	諸	207	89,667	
			総合教育センター費	01 総合教育センター管理運営費	89,874	諸	207	89,667	
合計					2,312,431	使 国 諸 計	284 908,462 4,382 913,128	1,399,303	

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
10		教育費		4,495,682	使 国 財 諸 債 計 4,516 56,132 27,559 15 3,829,300 3,917,522	578,160	
	1	教育総務費		40,093	使 国 財 諸 計 4,516 1,780 27,559 15 33,870	6,223	
	2	事務局費		40,093	使 国 財 諸 計 4,516 1,780 27,559 15 33,870	6,223	
		事務局管理費	01 事務局管理費	8,018	国 諸 計 1,780 15 1,795	6,223	
		財産管理費	01 財産管理費	32,075	使 財 計 4,516 27,559 32,075		
	4	高等学校費		4,158,422	国 債 計 54,352 3,568,200 3,622,552	535,870	
	2	高等学校管理費		318,619	債 161,600	157,019	
		学校営繕費	01 学校営繕費	92,342		92,342	
		県立学校施設等総合管理計画推進事業費	01 県立学校施設等総合管理計画推進事業	209,724	債 161,600	48,124	県立学校・教育施設の大規模改修及び環境改善等に要する経費

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				県立学校施設等安全対策事業費	01 (新)県立学校施設等安全対策事業	16,553		16,553	クマ対策に係る誘因樹木伐採に要する経費
		5	学校建設費			3,839,803	国債計 54,352 3,406,600 3,460,952	378,851	
			横手高等学校整備事業費	01 横手高等学校整備事業		179,578	債 161,600	17,978	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和2～10年度)
			大曲高等学校整備事業費	01 大曲高等学校整備事業		462,177	債 415,900	46,277	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和3～10年度)
			金足農業高等学校整備事業費	01 金足農業高等学校整備事業		1,832,667	国債計 37,211 1,615,800 1,653,011	179,656	校舎建築工事等に要する経費
			湯沢高等学校整備事業費	01 湯沢高等学校整備事業		1,365,381	国債計 17,141 1,213,300 1,230,441	134,940	校舎建築工事等に要する経費
		5	特別支援学校費			297,167	債 261,100	36,067	
		3	学校建設費			297,167	債 261,100	36,067	
			栗田支援学校整備事業費	01 栗田支援学校整備事業		297,167	債 261,100	36,067	校舎建築工事等に要する経費
11			災害復旧費			10,000	債 10,000		

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
	4		文教施設災害復旧費		10,000	債 10,000		
		1	県立学校施設等災害復旧費		10,000	債 10,000		
			県立学校施設等災害復旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	10,000	債 10,000		
合計					4,505,682	使 4,516 国 56,132 財 27,559 諸 15 債 3,839,300 計 3,927,522	578,160	

令和 8年度当初予算内容説明書

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考				
						特定	一般					
10			教育費		83,684,992	使 国 入 諸 計	1,915,885 12,966,031 10,457,199 31,014 25,370,129	58,314,863				
			1	教育総務費		12,116,243	国 入 諸 計	564 10,457,199 16,654 10,474,417	1,641,826			
			2	事務局費		12,050,761	国 入 諸 計	564 10,457,199 16,556 10,474,319	1,576,442			
					給与費	01 給与費	12,050,761	国 入 諸 計	564 10,457,199 16,556 10,474,319	1,576,442	特別職 一般職員 計 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	1人 144人 145人 669,547 11,144,418 236,796
			3	教職員人事費		65,482	諸	98	65,384			
					教職員人事管理費	01 教育委員会 I T 化推進事業	62,706	諸	98	62,608		
						02 教職員給与管理費	2,776			2,776		
			2		小学校費		24,718,159	国 諸 計	6,822,111 5,657 6,827,768	17,890,391		
					1	教職員費		24,718,159	国 諸 計	6,822,111 5,657 6,827,768	17,890,391	
					給与費	01 給与費	24,662,116	国 諸 計	6,822,111 5,657 6,827,768	17,834,348	小学校教職員 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	2,965人 13,465,623 6,852,051 4,344,442

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
				02 少人数学習推進事業	56,043		56,043	小学校教員（臨時講師等） 15人 1. 給料 30,046 2. 職員手当等 17,757 3. 共済費 8,240
	3		中学校費		17,744,605	国 諸 計 4,714,343	4,710,768 3,575 13,030,262	
		1	教職員費		17,744,605	国 諸 計 4,714,343	4,710,768 3,575 13,030,262	
			給与費	01 給与費	17,744,605	国 諸 計 4,714,343	4,710,768 3,575 13,030,262	中学校教職員 2,057人 1. 給料 9,512,870 2. 職員手当等 5,109,803 3. 共済費 3,121,932
	4		高等学校費		18,231,783	使 国 諸 計 1,920,720	1,915,885 880 3,955 16,311,063	
		1	高等学校総務費		18,231,783	使 国 諸 計 1,920,720	1,915,885 880 3,955 16,311,063	
			給与費	01 給与費	18,231,783	使 国 諸 計 1,920,720	1,915,885 880 3,955 16,311,063	高等学校教職員 2,038人 1. 給料 9,704,342 2. 職員手当等 5,390,998 3. 共済費 3,136,443
	5		特別支援学校費		9,274,247	国 諸 計 1,432,577	1,431,708 869 7,841,670	
		1	特別支援学校総務費		9,274,247	国 諸 計 1,432,577	1,431,708 869 7,841,670	
			給与費	01 給与費	9,274,247	国 諸 計 1,432,577	1,431,708 869 7,841,670	特別支援学校教職員 1,067人 1. 給料 5,061,689 2. 職員手当等 2,629,249 3. 共済費 1,583,309

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
	6	社会教育費		1,505,209	諸 304	1,504,905	
	1	社会教育総務費		1,505,209	諸 304	1,504,905	
		給与費	01 給与費	1,505,209	諸 304	1,504,905	一般職員 175人 1. 給料 790,854 2. 職員手当等 448,252 3. 共済費 266,103
	7	保健体育費		94,746		94,746	
	1	保健体育総務費		94,746		94,746	
		給与費	01 給与費	94,746		94,746	一般職員 9人 1. 給料 44,738 2. 職員手当等 33,150 3. 共済費 16,858
合計				83,684,992	使 1,915,885 国 12,966,031 入 10,457,199 諸 31,014 計 25,370,129	58,314,863	

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考		
						特定	一般			
3			民生費		7,096,770	使 国 計	2,510 136,561 139,071	6,957,699		
			2	児童福祉費		7,096,770	使 国 計	2,510 136,561 139,071	6,957,699	
			1	児童福祉総務費		7,096,770	使 国 計	2,510 136,561 139,071	6,957,699	
				保育振興事業費	01 保育振興事業費	2,233	使	2,510	△277	
					02 子どものための教育・保育給付支援事業	6,346,994			6,346,994	1. 子どものための教育・保育給付費負担金 5,907,442 2. 施設型給付費地方単独費用補助事業 404,519 3. 子育て支援施設等利用給付費負担金 23,887 4. (新)乳児等のための支援給付費負担金 11,146
					03 地域子ども・子育て支援事業	368,434			368,434	1. 一時預かり事業 146,996 2. 延長保育事業 65,526 3. 病児保育事業 149,944 4. 実費徴収に係る補足給付事業 666 5. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5,302
					04 保育士等確保対策事業	51,721	国	26,298	25,423	1. 保育士産休等代替職員費補助事業 4,792 2. 子育て支援員養成事業 3,222 3. 保育士等キャリアアップ研修事業 11,181 4. 保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 323 5. 保育体制強化事業 17,010 6. 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業 100 7. (新)保育士・保育所支援センター設置運営事業 15,093
					05 保育士修学資金貸付事業	86,828	国	86,828		貸付原資等への助成に要する経費

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				06 多様な保育促進事業	31,760	国	23,435	8,325	保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に要する経費
				07 (新)障害児保育のための職員加配支援事業	208,800			208,800	障害児保育のための職員加配に要する経費
10			教育費		289,506	国	85,492	201,623	
	1		教育総務費		289,506	財	1,927		
						諸	464		
						計	87,883		
	4		教育指導費		33,692	国	2,298	29,003	
						財	1,927		
						諸	464		
						計	4,689		
			教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	471	国	144	327	
			教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	1,927	財	1,927		
				02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	4,202	国	2,098	2,091	乳幼児期・幼保小接続期における教育・保育の質の向上に要する経費
						諸	13		
						計	2,111		
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	27,092	国	56	26,585	
						諸	451		
						計	507		

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
		5	教育助成費		255,814	国 83,194	172,620	
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	226,992	国 54,372	172,620	1. 一般補助 30,584 2. 特別支援教育費補助 100,744 3. 私立幼稚園教職員共済事業補助 34,215 4. 私立幼稚園教職員退職金補助 61,449
				02 私立幼稚園整備費補助金	28,822	国 28,822		遊具等の整備への助成に要する経費
合計					7,386,276	使 2,510 国 222,053 財 1,927 諸 464 計 226,954	7,159,322	

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
10		教育費		1,385,503	使 国 財 入 諸 計 2,863 99,299 2,682 293,841 1,163 399,848	985,655	
	1	教育総務費		1,204,123	使 国 財 入 諸 計 2,863 99,299 2,682 293,841 1,163 399,848	804,275	
	2	事務局費		43,409	諸 117	43,292	
		教育事務所運営費	01 教育事務所運営費	43,409	諸 117	43,292	
	3	教職員人事費		10,119	使 諸 計 2,863 18 2,881	7,238	
		教職員人事管理費	01 教職員人事管理費	10,119	使 諸 計 2,863 18 2,881	7,238	
	4	教育指導費		1,150,595	国 財 入 諸 計 99,299 2,682 293,841 1,028 396,850	753,745	
		学校指導費	01 学校指導費	12,957	国 諸 計 3,925 17 3,942	9,015	
			02 学力向上推進事業	5,410	諸 399	5,011	1. 学習状況調査事業 3,135 2. あきたの教育力充実事業 1,938 3. ICTを活用した授業力向上事業 337

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				03 被災児童生徒就学支援事業	830	国	830		
				04 生徒指導総合支援事業	118,732	国	43,082	75,650	1. スクールカウンセラー等配置事業 59,623 2. スクールソーシャルワーカー活用事業 33,174 3. 電話相談事業 367 4. 校内教育支援センター支援員配置事業 25,568
				05 文化部活動地域展開・地域連携推進事業	9,218	国	4,470	4,748	1. 文化部活動地域展開・地域クラブ活動推進事業 2,090 2. 文化部活動指導員配置支援事業 7,128
				06 学校支援スタッフ配置事業	167,140	国	46,992	120,148	
				07 公立学校情報機器整備臨時対策基金積立金	2,682	財	2,682		
				08 公立学校情報機器整備事業	293,841	入	293,841		
				09 Aーキャリア・プロジェクト	872			872	
			非常勤講師配置事業費	01 非常勤講師配置事業	272,423			272,423	
				02 少人数学習推進事業	266,490	諸	612	265,878	

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項 目				特 定	一 般		
	2	小学校費		87,262		87,262		
	1	教職員費		87,262		87,262		
		教職員費	01 小学校教職員旅費	87,262		87,262		
	3	中学校費		94,118		94,118		
	1	教職員費		94,118		94,118		
		教職員費	01 中学校教職員旅費	94,118		94,118		
合計				1,385,503	使 国 財 入 諸 計	2,863 99,299 2,682 293,841 1,163 399,848	985,655	

令和 8年度当初予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番号 款 項 目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考	
				特定	一般		
10	教育費		6,318,349	使 国 財 入 諸 計 2,045,691	10,177 1,914,445 60,358 18,846 41,865	4,272,658	
1	教育総務費		2,536,085	国 諸 計 1,767,915	1,767,899 16	768,170	
3	教職員人事費		12,520	諸	16	12,504	
	人事管理費	01 教職員人事事務費	10,020	諸	16	10,004	
		02 (新)「教員採用選考全国共同実施」 事業	2,500			2,500	教員採用選考試験問題を全国共同で作成するために要する経費
4	教育指導費		3,258			3,258	
	学校指導費	01 学校教育指導費	3,258			3,258	
5	教育助成費		2,520,307	国	1,767,899	752,408	
	教育助成費	01 公立高等学校等就学支援費	2,519,083	国	1,767,899	751,184	1. 県立高等学校等就学支援金事業 1,906,381 2. 公立高等学校等就学支援金事業 (秋田市立分) 107,539 3. 高等学校等奨学給付金事業 505,163
		02 定通教育補助事業	1,224			1,224	定時制・通信制生徒への教科書等給与に要する経費

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
	4	高等学校費		3,782,264	使 国 財 入 諸 計 10,177 146,546 60,358 18,846 41,849 277,776	3,504,488	
	1	高等学校総務費		519,453	使 諸 計 10,177 6,591 16,768	502,685	
		入学選抜費	01 入学選抜費	10,480	使 諸 計 10,177 510 10,687	△207	
		非常勤職員配置事業費	01 非常勤職員配置事業	501,175	諸 6,081	495,094	
		学校総務費	01 教員初任者研修事業	7,246		7,246	
			02 秋田県青少年芸術活動振興事業	552		552	
	2	高等学校管理費		2,324,582	国 財 諸 計 9,852 420 21,596 31,868	2,292,714	
		学校運営費	01 高等学校運営費	1,922,812	諸 20,533	1,902,279	
			02 地域生徒指導推進事業費	339		339	
			03 少人数学習推進事業（高等学校）	44,260		44,260	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				04 高校生学校生活支援事業	92,207	国 諸 計	7,172 119 7,291	84,916	1. 高等学校スクールカウンセラー配置事業 9,196 2. 高校生学校生活サポート事業 25,593 3. 県立学校給食調理等業務委託 57,418
				05 デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	34,654			34,654	これからのデジタル社会で活躍する人材の育成に要する経費
				06 AKITAグローバル人材育成事業	145,350	国 諸 計	2,400 611 3,011	142,339	1. 発信力強化プロジェクト事業 134,814 2. グローバルコミュニケーションプロジェクト事業 9,799 3. 指導力向上プロジェクト事業 737
				07 高等学校等教育改革促進臨時対策基金積立金	420	財	420		公立の高等学校等における教育改革を推進するための事業に要する経費
				08 未来を創る秋田の高校生人材育成事業	82,544	国 諸 計	280 333 613	81,931	1. キャリア教育充実事業 4,367 2. ふるさと人材育成事業 73,964 3. キャリア創造支援事業 4,213
				09 (新)スクールロイヤー活用事業	1,996			1,996	学校が抱える法的課題を解決するためのスクールロイヤーの配置に要する経費
	3	教育振興費			837,269	国 入 諸 計	136,694 18,846 13,662 169,202	668,067	
			教育振興費	01 教育振興費	3,780	国	1,690	2,090	
				02 高等学校学習環境等整備事業	831,690	国 入 諸 計	135,004 18,846 13,662 167,512	664,178	1. e-AKITA ICT学び推進プラン事業 744,790 2. 新設統合高等学校等初度調弁費 86,900
				03 (新)県立高等学校地域留学伴走事業	1,799			1,799	全国を対象として特色ある学校への留学受入に参画する市町村との連携強化に要する経費

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		4	学校実習費		100,960	財 59,938	41,022		
			学校実習費	01 学校実習費	100,960	財 59,938	41,022		
合計					6,318,349	使 国 財 入 諸 計	10,177 1,914,445 60,358 18,846 41,865 2,045,691	4,272,658	

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
10			教育費		455,549	寄 諸 計 20,000 11,171 31,171	424,378	
	1		教育総務費		3,407	諸 15	3,392	
		3	教職員人事費		3,407	諸 15	3,392	
			人事管理費	01 教職員人事事務費	3,407	諸 15	3,392	
	4		高等学校費		452,142	寄 諸 計 20,000 11,156 31,156	420,986	
		2	高等学校管理費		452,142	寄 諸 計 20,000 11,156 31,156	420,986	
			学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	452,142	寄 諸 計 20,000 11,156 31,156	420,986	本大会の実施等に要する経費
			合計		455,549	寄 諸 計 20,000 11,171 31,171	424,378	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		1,339,257	国 財 入 諸 計 147,500	136,698 1,298 7,131 2,373 147,500	1,191,757	
	1		教育総務費		14,395	諸	31	14,364	
		4	教育指導費		14,395	諸	31	14,364	
			特別支援学校等管理指導費	01 特別支援学校等管理指導費	5,603	諸	16	5,587	
			教育振興費	01 みんなで創る特別支援教育推進費	1,542			1,542	
				02 特別支援学校体育・文化連盟助成事業	2,119			2,119	
				03 切れ目ない支援体制充実促進事業	981			981	特別な支援を必要とする子どもへの切れ目のない支援体制の構築に要する経費
				04 特別支援学校生の雇用創出・就労促進事業	4,150	諸	15	4,135	就労支援と早期からの職業教育の充実に向けた取組に要する経費
	5		特別支援学校費		1,324,862	国 財 入 諸 計 147,469	136,698 1,298 7,131 2,342 147,469	1,177,393	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		1	特別支援学校総務費		210,641	諸	963	209,678	
			非常勤講師等配置事業費	01 非常勤講師等配置事業費	210,641	諸	963	209,678	教科等指導、医療的ケア看護師及び訪問教育等担当講師の配置に要する経費
		2	特別支援学校管理費		1,114,221	国	136,698	967,715	
			特別支援学校運営費	01 特別支援学校運営費	582,194	国	1,298	579,538	
				02 特別支援教育就学奨励費	177,373	財	7,131		
				03 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業	339,637	財	1,379		
				04 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	8,681	財	146,506		
				05 (新)県立学校給食費支援事業	6,336	財	2,656		
						国	88,686	88,687	
						国	43,780	288,726	1. 特別支援学校学習環境整備事業 14,523 2. 特別支援学校スクールバス整備事業 315,743 3. ICT端末等導入推進事業 9,371
						国	1,180	7,480	1. 高度な専門性を有する特別支援学校教員養成事業 4,005 2. 教員業務支援員配置事業 4,676
						国	3,052	3,284	県立特別支援学校小学部における保護者の給食費負担軽減に要する経費
			合計		1,339,257	国	136,698	1,191,757	
						財	1,298		
						財	7,131		
						財	2,373		
						計	147,500		

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		1,108,142	使 国 財 諸 計 107,185	15,267 31,884 5,151 54,883	1,000,957	
	6		社会教育費		1,108,142	使 国 財 諸 計 107,185	15,267 31,884 5,151 54,883	1,000,957	
		1	社会教育総務費		82,694	国 諸 計 26,986	26,957 29	55,708	
			指導体制充実費	01 総務管理費	19,028	諸	29	18,999	
				02 社会教育施設機能強化整備事業	4,757			4,757	1. 施設機能強化事業 2. 施設運営強化事業 2,970 1,787
				03 (新)地域と学校の連携・協働体制充 実事業	51,724	国	25,538	26,186	地域学校協働活動の充実とコミュニティ・スクール 導入推進に要する経費
				04 (新)あきたの家庭教育パワーアップ 事業	7,185	国	1,419	5,766	家庭教育支援員の育成と体制の強化に要する経費
		4	芸術文化振興費		577,861	使 国 財 諸 計 50,927	7,250 4,927 5,151 33,599	526,934	
			芸術文化振興事業費	01 芸術文化普及事業費	1,008			1,008	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				02 秋田県美術品取得基金積立金	5,151	財	5,151		
				03 県立美術館管理運営費	127,651	使 諸 計	5,226 243 5,469	122,182	
				04 近代美術館管理運営費	178,839	使 諸 計	500 642 1,142	177,697	
				05 博物館管理運営費	136,161	使 諸 計	22 1,025 1,047	135,114	
				06 農業科学館管理運営費	51,027	使 諸 計	39 116 155	50,872	
				07 あきたMuseum機能強化事業	68,169	使 諸 計	1,463 31,573 33,036	35,133	1. Museum特別展充実事業 40,654 2. Museumネットワーク形成事業 822 3. MuseumDX推進事業 2,910 4. (新)Museum情報発信強化事業 23,783
				08 旧奈良家住宅保存修理事業	9,855	国	4,927	4,928	旧奈良家住宅の耐震診断に要する経費
	8		生涯学習振興費		447,587	使 諸 計	8,017 21,255 29,272	418,315	
			生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	75,188	使 諸 計	2,789 20,242 23,031	52,157	
				02 図書館管理運営費	226,781	諸	401	226,380	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				03 青少年交流センター管理運営費	62,484	使 諸 計	4,974 120 5,094	57,390	
				04 少年自然の家管理運営費	75,587	使 諸 計	254 468 722	74,865	
				05 “ふれあい・つたえあい”で育む子どもの読書推進事業	1,731			1,731	子どもの読書習慣形成に向けた取組に要する経費
				06 (新)みんなで作る！体験活動構築事業	5,248	諸	24	5,224	体験活動の運営体制強化とプログラム開発に要する経費
				07 (新)地域の学びを支えるプラットフォーム構築事業	568			568	地域における多様な学び場の創出に要する経費
合計					1,108,142	使 国 財 諸 計	15,267 31,884 5,151 54,883 107,185	1,000,957	

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
10	6	教育費		350,299	分 使 国 入 諸 計 12,602 415 234,379 1,000 25,825 274,221	76,078	
		社会教育費		350,299	分 使 国 入 諸 計 12,602 415 234,379 1,000 25,825 274,221	76,078	
	3	文化財保護費		350,299	分 使 国 入 諸 計 12,602 415 234,379 1,000 25,825 274,221	76,078	
		文化財調査・管理事業費	01 文化財保護管理指導費	2,000	国 1,000	1,000	
			02 カモシカ保護地域特別・通常調査事業	20,711	分 国 計 12,602 5,406 18,008	2,703	
		文化財保護・活用事業費	01 銃砲刀剣類登録審査費	389	使 415	△26	
			02 文化財保存調査事業費	580		580	
			03 民俗芸能振興費	699		699	
		04 文化財保護指導費	4,271	諸 13	4,258		

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				05 埋蔵文化財保管活用事業	1,261	国 630	631	
				06 「未来につなぐJ OMON」世界遺産魅力アップ事業	9,983	国 871	9,112	1. 世界遺産魅力アップ事業 3,303 2. 世界文化遺産継承事業 6,680
				07 民俗文化財継承支援事業	2,275	入 1,000	1,275	1. 民俗芸能交流推進事業 1,275 2. 民俗文化財伝承支援事業 1,000
				08 (新)戦争遺跡調査事業	890		890	
			埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	01 埋蔵文化財分布発掘調査事業	259,062	国 223,475 諸 25,797 計 249,272	9,790	1. 遺跡詳細分布調査費 14,740 2. 払田柵跡保存目的調査費 4,756 3. 国土交通省受託事業 214,031 4. 東日本高速道路株式会社受託事業 25,535
			埋蔵文化財センター管理運営費	01 埋蔵文化財センター管理運営費	17,553	諸 15	17,538	
			文化財保護助成費	01 文化財保護助成事業	13,857	国 2,997	10,860	
				02 重要文化財天徳寺保存修理事業	16,768		16,768	
合計					350,299	分 12,602 使 415 国 234,379 入 1,000 諸 25,825 計 274,221	76,078	

令和 8年度当初予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		2,129,099	国 諸 計 950,578 65,622 1,016,200	1,112,899	
	7		保健体育費		2,129,099	国 諸 計 950,578 65,622 1,016,200	1,112,899	
		1	保健体育総務費		2,028,974	国 諸 計 923,115 65,622 988,737	1,040,237	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	168,592	諸 65,607	102,985	
				02 学校安全推進事業	5,373	国 4,623	750	
				03 (新)学校防災力向上支援事業	606		606	学校防災リーダーの育成研修及び先進地視察に要する経費
			学校保健及び学校給食管理事業費	01 医療費補助金	3,008	国 23	2,985	
				02 学校保健・学校給食管理事業	4,148		4,148	
				03 健やか秋田っ子育成支援事業	2,342	国 981	1,361	健康教育及び食育の推進に要する経費
				04 (新)公立小学校等給食費保護者負担軽減事業	1,836,310	国 917,488	918,822	1. 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1,834,976 2. 県内給食地場産物活用促進事業 1,334

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
			保健体育助成事業費 01 体育連盟補助金	3,536		3,536	
			保健体育指導・運営費 01 保健体育指導・運営費	5,059	諸 15	5,044	
	2	体育振興費		100,125	国 27,463	72,662	
			体育振興推進事業費 01 体育振興推進事業費	1,116		1,116	
			02 秋田っ子元気アップ推進事業	618		618	体育に関する授業改善の推進に要する経費
			03 秋田型部活動未来創出支援事業	72,157	国 24,463	47,694	1. 中学校運動部活動地域展開推進事業 21,687 2. 中学校運動部活動指導員配置事業 28,533 3. (新)高校運動部活動指導員配置事業 17,590 4. 部活動躍進プロジェクト事業 4,347
			04 (新)第76回全国高等学校スキー大会開催事業	26,234	国 3,000	23,234	大会実行委員会への負担金及び連絡調整に要する経費
合計				2,129,099	国 950,578 諸 65,622 計 1,016,200	1,112,899	

令和 8年度当初予算内容説明書

一般会計

福利課
(単位：千円)

款	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考	
						特定	一般		
10			教育費		479,797	諸	15	479,782	
	1		教育総務費		479,797	諸	15	479,782	
		2	事務局費		59,139	諸	15	59,124	
			福利厚生費	01 福利厚生事業費	59,139	諸	15	59,124	
	3		教職員人事費		416,575			416,575	
			給与費	01 給与費	416,575			416,575	児童手当
	7		恩給及び退職年金費		4,083			4,083	
			恩給及び退職年金費	01 恩給及び退職年金費	4,083			4,083	元教員に対して支給する恩給等に要する経費
			合計		479,797	諸	15	479,782	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
金足農業高等学校整備事業(建築工事分) (令和8年度分)	令和9年度	金足農業高等学校整備事業費 193,248千円
湯沢高等学校整備事業(建築工事分) (令和8年度分)	令和9年度	湯沢高等学校整備事業費 117,968千円
栗田支援学校整備事業(建築工事分) (令和8年度分)	令和9年度	栗田支援学校整備事業費 2,159,304千円

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 整 備 事 業 費	3,568,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業 費	261,100	同 上	同 上	同 上
現 年 発 生 県 立 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	同 上	同 上	同 上

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「あつて」の下に「第二種初任給調整手当、」を加える。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第十三条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員を受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の教育委員会規則で定める職員にあつては、教育委員会規則で定める額）並びにこれに第十五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を第二十八条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二十条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種初任給調整手当

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第十三条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条の二」とあるのは、「第十五条の二又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十四号) 附則第五項」とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この条例による改正後の」を削り、「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第三項中「市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

附則第六項中「改正後の条例」を「給与条例第十三条の四第一項、」に改める。

附則第七項中「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第八項中「、第四項、第六項及び第八項」を削り、「並びに第十四条並びに改正後の条例第六条第五項及び第七項」を「及び第十四条」に改める。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十九号)による地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る県費負担教職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る県費負担教職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

2 改正内容

- (1) 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該職員の一週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給することとする。（第13条の4関係）
- (2) 勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に第二種初任給調整手当を加えることとする。（第20条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田県条例第44号）について所要の規定の整理を行うこととする。

議案第 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項第三号中「二千七百円」を「三千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

週休日等に部活動指導業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の日額を3,900円（現行2,700円）に引き上げることとする。（第7条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「第四項において」に改め、同条第二項中「七七〇、〇〇〇円」を「七九〇、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「。以下」を「。第三条において」に改める。

第四条第三項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

教育長の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

教育長の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育長の給料月額を790,000円（現行770,000円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (2) 教育長の退職手当の支給割合を100分の25（現行100分の30）に減ずることとする。（第4条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 号

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第一百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「三千三百円」を「三千六百元」に改め、同条第三号中「千七百元」を「二千元」に改め、同条第四号（一）中「三千三百円」を「三千六百元」に改め、同号（二）及び同条第五号中「千七百元」を「二千元」に改め、同条第六号中「八百七十円」を「千円」に改め、同条第七号中「千五百円」を「千三百円」に改め、同条第八号中「四百円」を「五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の規定による教育職員免許状の授与等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による教育職員免許状の授与等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 普通免許状の授与の申請に係る手数料の額を、1件につき3,600円（現行3,300円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (2) 特別免許状の授与の申請に係る手数料の額を、1件につき3,600円（現行3,300円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (3) 臨時免許状の授与の申請に係る手数料の額を、1件につき2,000円（現行1,700円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (4) 新教育領域の追加の定め申請のうち、普通免許状に係る手数料の額を1件につき3,600円（現行3,300円）に、臨時免許状に係る手数料の額を1件につき2,000円（現行1,700円）にそれぞれ引き上げることとする。（第2条関係）
- (5) 教育職員検定の申請に係る手数料の額を、1件につき2,000円（現行1,700円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (6) 免許状の書換えの申請に係る手数料の額を、1件につき1,000円（現行870円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (7) 免許状の再交付の申請に係る手数料の額を、1件につき1,300円（現行1,100円）に引き上げることとする。（第2条関係）
- (8) 免許状の授与の証明の申請に係る手数料の額を、1件につき500円（現行400円）に引き上げることとする。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四、四九六人」を「四、三三九人」に改め、同条第二号中「二八五人」を「二七八人」に改め、同条第四号中「二八九人」を「二八二人」に改める。

第二条第一号(一)中「一、七九八人」を「一、七七七人」に改め、同条第三号(一)中「一七人」を「一八人」に改める。

第三条第一号中「九九八人」を「九八〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとすることとする。（第1条～第3条関係）

区分		職員定数（単位：人）			
		改正前	改正後	増減	
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員	4,496	4,339	△157	
	養護教員	285	278	△7	
	栄養教諭及び学校栄養職員	92	92	0	
	事務職員	289	282	△7	
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,798	1,777	△21
		その他の職員	57	57	0
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	122	122	0
		その他の職員	7	7	0
	通信制課程	教員及び事務職員	17	18	1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	998	980	△18	
	その他の職員	76	76	0	
計		8,238	8,029	△209	

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

議案第 号

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例

秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第二項第二号中「第八条第一項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第七条」を「第八条」に、「第四条から第六条まで」を「第五条から第七条まで」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第二条及び第三条」を「第三条及び第四条」に改め、同条を第九条とする。

第七条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の規定は、適用しない。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「第二条」を「第三条」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（職員）

第二条 センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

別表第一から別表第三までの規定中「第四条、第十一条」を「第五条、第十二条」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月 日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県が秋田県青少年交流センターの管理を行うことに伴い、同センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

県が秋田県青少年交流センターの管理を行うことに伴い、同センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県青少年交流センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置くこととする。（改正後の第2条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和7年度2月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 7 6 億 4, 4 5 0 万 9 千円
今 回 補 正 額	△ 3 2 億 6, 9 8 3 万 3 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 4 3 億 7, 4 6 7 万 6 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課施設整備室【国補正予算関係】

県立学校施設等総合管理計画推進事業 1, 428, 500 (国528, 500 〇900, 000)
 教育施設の照明機器や空調・電気設備等をエネルギー効率の高い機器に更新

・改修し、省エネ化を促進する。

① 教育施設LED化改修 487, 400千円

県立学校及び社会教育施設にLED照明を導入する。

・対象施設 県立高校33校、特別支援学校11校、社会教育施設3施設

② 教育施設設備省エネ化改修 881, 272千円

エネルギー効率の高い空調設備、電気設備等を導入する。

・主な内容 空調設備改修 大館国際情報学院、矢島高校、
 比内支援学校かつの校・たかのす校
 電気設備改修 埋蔵文化財センター、天王みどり学園、
 横手清陵学院

③ 教育施設体育館局所冷房導入 59, 828千円

体育館に複数台設置している大型扇風機を冷風機に集約する。

・対象施設 県立中学校3校、県立高校47校、特別支援学校14校、
 社会教育施設4施設

(2) 教職員給与課

給与費

退職者の実績見込みに伴う退職手当の減額及び給料等の実績減

- ・退職手当 △ 1, 948, 085 (〇△1, 926, 713 〇 △21, 372)
- ・教育総務費 △ 18, 175 (国 960 諸 1, 299 〇 △20, 434)
(退職手当除く)
- ・小学校費 △ 358, 609 (国△257, 313 諸 △2, 771 〇 △98, 525)
- ・中学校費 △ 355, 640 (国 △77, 988 諸 △1, 825 〇 △275, 827)
- ・高等学校費 △ 251, 448 (使 △73, 596 国 201 諸 △1, 743 〇 △176, 310)
- ・特別支援学校費 △ 154, 330 (国 △114, 438 諸 △362 〇 △39, 530)
- ・社会教育費 △ 40, 036 (諸 △159 〇△39, 877)
- ・保健体育費 △ 3, 840 (〇 △3, 840)

合 計 △ 3, 130, 163
 (使△73, 596 国△448, 578 〇△1, 926, 713 諸△5, 561 〇△675, 715)

(3) 幼保推進課【国補正予算関係】

地域子ども・子育て支援事業 1,648 (⊖1,648)

物価高騰の影響を受けている地域子ども・子育て支援事業の実施施設を支援する。
する。

- ・ 補助先 市町村
- ・ 対象施設 198施設
- ・ 補助率 1/3 (県10/10)
- ・ 補助基準額 1施設当たり25,000円

(4) 高校教育課【国補正予算関係】

[1] AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業 92,000 (⊖92,000)

デジタル社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けた人材の育成のため、探究活動等の推進に必要な環境整備を図る。

- ① AKITA STEAM・ラボ (県立高校5校) 15,000千円
 - ・ 事業内容 理数科設置校における高度な実験装置の整備等
- ② AKITA ものづくり・ラボ (県立高校11校) 63,000千円
 - ・ 事業内容 デジタルものづくり教育推進モデル校における実習装置整備等
- ③ AKITA クリエイティブ・ラボ (県立高校3校) 9,000千円
 - ・ 事業内容 県立中高一貫教育校におけるデジタル学習環境の整備等
- ④ AKITA イノベティブ・ラボ (県立高校1校) 5,000千円
 - ・ 事業内容 最新デジタル技術を活用した探究的・文理横断の学びの実践

[2] AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業

14,999 (⊖14,999)

AIを活用した効果的な指導法の研究及びその成果の普及を推進し、生徒の総合的な英語力の強化を図る。

- ① AIを英語の授業等で活用するモデル校の指定 14,688千円
 - ・ 対象 県立高校 9校
 - ・ 事業内容 AIを活用した学習による英語力の向上
- ② AI英語活用リーダーの育成 311千円
 - ・ 事業内容 教員に対するAI活用実践研修の実施

[3] 高等学校等教育改革促進臨時対策基金積立金

60,000 (⊖60,000)

公立高校等における教育改革を推進するための事業に要する基金を設置する。

- ・ 基金の用途 次に示す3つの類型に応じた高等学校等教育改革を先導するパイロットケースの創出に要する経費
 - ① アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援
 - ② 理数系人材育成支援
 - ③ 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

(5) 生涯学習課【国補正予算関係】

社会教育施設機能強化整備事業

29,737 (国29,737)

近代美術館及び県立図書館において、エネルギー効率に優れたLED照明器具に更新する。

- ・ 事業内容 近代美術館LEDスポットライト整備
県立図書館LED照明整備

(6) 繰越明許費補正

①県立学校施設等総合管理計画推進事業（施設整備室）

1,048,463

(国528,500 債33,100 繰486,863)

資材の供給遅れや冬季着工が出来ないことにより年度内完了が困難となった工事があるほか、令和8年度に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて実施する工事、修繕があるため、次年度に繰り越す。

②金足農業高等学校整備事業（施設整備室）

36,028 (債32,400 繰3,628)

施工工程の精査により当初予定していた工事出来高を変更し、所要額を次年度に繰り越す。

③湯沢高等学校整備事業（施設整備室）

772,032 (債694,800 繰77,232)

施工工程の精査により当初予定していた工事出来高を変更し、所要額を次年度に繰り越す。

④県立学校施設等災害復旧事業（施設整備室）

42,085 (国19,702 債22,200 繰183)

年度内の災害査定が冬期間のため困難な状況となり、工事着工が来年度となることから、次年度に繰り越す。

⑤保育所等物価高騰対策事業（幼保推進課）

45,675 (国45,675)

国の補正予算の事業により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰り越す。

⑥AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業（高校教育課） 92,000 (国92,000)

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰り越す。

⑦AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業（高校教育課）

14,999 (諸14,999)

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰り越す。

⑧社会教育施設機能強化整備事業（生涯学習課）

29,737 (国29,737)

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰り越す。

(7) 債務負担行為補正

① 県立学校施設等総合管理計画推進事業（施設整備室）

総合教育センター及び自治研修所の中央監視装置修繕について、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 12,500千円

② 保育士等確保対策事業（幼保推進課）

保育士・保育所支援センターを令和8年度4月に設置するに当たり、今年度中に委託先との調整を行う必要があることから、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 15,093千円

③ 高等学校運営費（高校教育課）

大館桂桜高校で使用するLPガスについて、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 8,432千円

④ デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業（高校教育課）

全ての県立高校で使用するWEB教材について、4月初旬からの使用を計画しており、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 21,912千円

⑤ 高等学校学習環境等整備事業（高校教育課）

県立中学校・高等学校で使用するデジタル採点システムライセンスについて、4月初旬からの使用を計画しており、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 8,330千円

⑥ 全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

（高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室）

令和8年度に実施する本大会の国際交流事業（交流国参加者の招へい）について、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 7,493千円

⑦ 農業科学館管理運営費（生涯学習課）

農業科学館における屋外管理業務委託について、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和8年度 設定限度額 6,490千円

(8) 地方債補正

（施設整備室・特別支援教育課・生涯学習課：決算見込みに伴う地方債限度額の補正）

① 高等学校整備事業費	3,903,300	→	3,479,400	（△423,900）
② 特別支援学校整備事業費	142,000	→	106,000	（△36,000）
③ 教育設備整備事業費	14,600	→	0	（△14,600）
④ 盛土崩落対策事業費	6,400	→	2,400	（△4,000）
⑤ 現年発生県立学校施設等災害復旧事業費	18,200	→	24,800	（6,600）

(9) 上記以外の決算見込による補正

総務課	△ 172,598	高総文祭推進室	△ 6,526
施設整備室	△ 481,144	特別支援教育課	△ 104,826
教職員給与課	△ 890	生涯学習課	△ 29,548
幼保推進課	84,309	文化財保護室	△ 327,580
義務教育課	△ 362,419	保健体育課	△ 25,272
高校教育課	△ 301,002	福利課	△ 39,058
		合計	△ 1,766,554

※補足説明：財源について

使 使用料等	(手数料等)
国 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
財 財産収入	(財産運用収入、財産売却収入)
諸 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
入 繰入金	(基金会計からの繰入金)
債 県債	
一 一般財源	

3 補正予算を除く2月議会提出案件

(1) 条例案

- ・ 秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案

県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金を設置する必要がある。

令和8年度の教育委員会予算

1 令和8年度当初予算 総額

一般会計	604,145,000 千円	
うち教育委員会所管	111,455,376 千円	(18.45%)

※民生費、災害復旧費含む

2 令和8年度当初予算 前年度比較 (教育委員会所管)

	R08 (A)	R07 (B)	増減 (A-B)	増減率 (%)
人件費	86,880,347	81,827,356	5,052,991	6.2%
物件費	5,298,796	4,654,799	643,997	13.8%
その他の行政経費	14,480,131	13,102,362	1,377,769	10.5%
維持修繕費	138,093	121,651	16,442	13.5%
補助投資事業費	459,955	797,687	△ 337,732	△42.3%
単独投資事業費	4,188,054	4,518,116	△ 330,062	△7.3%
災害復旧事業費	10,000	10,000	0	0.0%
計	111,455,376	105,031,971	6,423,405	6.1%

令和8年度の教育委員会予算

3 各課室当初予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課

① 私立学校就学支援事業 1,112,804 (国785,810 〇326,994)

保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校無償化に係る就学支援金を支給するとともに、入学料及び授業料の軽減を行う学校法人に対し助成する。

(ア) 私立高等学校就学支援金 995,948千円

県内の私立高等学校に通う生徒を対象に、就学支援金等を支給する。

(イ) 私立学校授業料軽減補助 1,554千円

留年等により就学支援金の対象外となった低所得世帯の生徒を対象に、授業料の軽減措置を行っている学校法人に助成する。

- ・ 事業内容 i) (ア)の支援金の対象とならない生徒のうち年収590万円未満程度の世帯を対象に、年額120千円(全日制)の負担となるよう支給

(ウ) 私立学校入学料軽減補助 39,073千円

入学料を軽減する私立高等学校に対し助成する。

- ・ 事業内容 i) 生活保護世帯及び非課税世帯に対し、県立高等学校入学料相当額である5,650円(全日制)の負担となるよう支給
- ii) 年収270～590万円未満程度の世帯に対し、入学料の半額から県立高等学校入学料相当額5,650円(全日制)を差し引いた額を支給

② 奨学のための給付金 581,392 (国290,695 〇290,697)

低～中所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、教科書費等の必要経費を給付する。

- ・ 公立高校 非課税世帯 143,700円、生活保護世帯 32,300円
年収270～380万円世帯 47,900円
年収380～490万円世帯 35,930円
- ・ 公立通信 非課税世帯 50,500円、生活保護世帯 32,300円
年収270～380万円世帯 16,830円
年収380～490万円世帯 12,630円
- ・ 私立高校 非課税世帯 152,000円、生活保護世帯 52,600円
年収270～380万円世帯 50,670円
年収380～490万円世帯 38,000円
- ・ 私立通信 非課税世帯 52,100円、生活保護世帯 52,600円
年収270～380万円世帯 17,370円
年収380～490万円世帯 13,030円

※私立高校は総務課、公立高校は高校教育課で予算計上
(総務課分 76,229千円、高校教育課分 505,163千円)

- ③ 私立学校運営費補助金 893,079 (国120,402 県772,677)
私立学校教育の振興を図るため、運営費等の一部を助成する。
- (ア) 一般補助 860,650千円
- ・ 補助先 私立高等学校
 - ・ 事業内容 人件費を含む経常的経費のほか、ICT環境の整備等に対し助成
- (イ) 過疎地域私立高等学校特別補助 2,251千円
- ・ 補助先 国の定める率を超えて生徒が減少している私立高等学校
 - ・ 事業内容 過疎地域の私立高等学校に対する助成
- (ウ) あきた私学魅力アップ支援事業費補助 3,000千円
- ・ 補助先 私立高等学校
 - ・ 事業内容 特色ある教育活動に対する助成
- (エ) 日本私立学校振興・共済事業団補助 8,743千円
- ・ 補助先 日本私立学校振興・共済事業団
 - ・ 事業内容 私立学校教職員の長期給付事業に対する助成
- (オ) 私立学校教職員退職金積立補助 18,435千円
- ・ 補助先 (一財) 秋田県私立学校教職員退職金財団
 - ・ 事業内容 私立学校教職員の退職金給付事業に対する助成

(2) 総務課施設整備室

- ① 横手高等学校整備事業 179,578 (県161,600 国17,978)
横手高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約74億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約77億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ 継続費設定 令和2年度～令和10年度
 - ・ R8年度事業 体育館棟の建築、弓道場の改築
- ② 大曲高等学校整備事業 462,177 (県415,900 国46,277)
大曲高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約72億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約75億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ 継続費設定 令和3年度～令和10年度
 - ・ R8年度事業 第一体育館・武道場の建築
第二体育館・トレーニングルームの改修
- ③ 金足農業高等学校整備事業 1,832,667 (国37,211 県1,615,800 国179,656)
金足農業高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約87億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約90億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R8年度事業 管理・教室棟の建築

- ④ 湯沢高等学校整備事業 1,365,381 (国17,141 債1,213,300 134,940)
- 湯沢高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約54億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約57億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R8年度事業 教室・管理棟の建築
- ⑤ 栗田支援学校整備事業 297,167 (債261,100 36,067)
- 栗田支援学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約53億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約55億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R8年度事業 小学部棟の増築・改修
- ⑥ 【新】 県立学校施設等安全対策事業 16,553 (16,553)
- 県立学校におけるツキノワグマ被害を防止するため、敷地内の誘引木を伐採する。
- ・ 実施箇所 県立高等学校14校、特別支援学校4校
 - ・ 対象数 361本

(3) 幼保推進課

- ① 子どものための教育・保育給付支援事業 6,346,994 (6,346,994)
- 乳幼児期の学校教育・保育環境の充実を図るため、市町村が私立の幼稚園、保育所及び認定こども園等に支弁する給付費の一部を負担する。
- (ア) 施設型給付 6,311,961千円
- ・ 事業内容 各施設運営費の一部負担 (保育士等の処遇改善分含む)
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 【国庫負担分】
県1/2、市町村1/2 【県単分】
- (イ) 地域型保育給付 194,879千円
- ・ 事業内容 小規模保育事業、事業所内保育事業等の運営費の一部負担
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- (ウ) 子育て支援施設等利用給付 23,887千円
- ・ 事業内容 認可外保育施設や一時預かり等の利用料の無償化に要する費用の一部負担
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- (エ) 【新】 乳児等のための支援給付費負担金 11,146千円
- ・ 事業内容 市町村が実施する乳児等通園支援事業に要する経費の一部負担
 - ・ 負担割合 国3/4、県1/8、市町村1/8
- ② 地域子ども・子育て支援事業 368,434 (368,434)
- 乳幼児期の就学前教育・保育環境の充実を図るため、地域の実情に応じて市町村が行う取組に対し助成する。
- (ア) 一時預かり事業 146,996千円
- ・ 事業内容 乳幼児の一時預かりを行うための経費に対する助成
 - ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

- (イ) 延長保育事業 65,526千円
- ・ 事業内容 通常の利用日や利用時間以外に引き続き保育を行うための経費に対する助成
 - ・ 補助率 10/10 (負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3)
- (ウ) 病児保育事業 149,944千円
- ・ 事業内容 病児や病後児等について一時的に保育等を行うための経費に対する助成
 - ・ 補助率 10/10 (負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3)
- (エ) 実費徴収に係る補足給付事業 666千円
- ・ 事業内容 低所得世帯の給食副食材料費等について補助を行うための経費に対する助成
 - ・ 補助率 10/10 (負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3)
- (オ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5,302千円
- ・ 事業内容 特別な支援を要する子どもの受け入れのための職員増員経費等に対する助成
 - ・ 補助率 10/10 (負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ③ 保育士等確保対策事業 51,721 (㊦26,298 ㊧25,423)
- (ア) 保育士産休等代替職員費補助事業 4,792千円
- 保育士等が安心して働き続けることができるよう、出産休暇又は病気休暇を取得する保育士等の代替職員を任用する事業者に対し助成する。
- ・ 補助先 幼稚園、保育所等
 - ・ 補助率 10/10 (県10/10)
 - ・ 補助件数 10人
- (イ) 子育て支援員養成事業 3,222千円
- 保育所等において、保育・子育て支援に従事する子育て支援員を養成する。
- ・ 事業内容 専門研修(地域保育コース)の開催(県北・県央・県南各1回)
 - ・ 定員 70人(県北20人、県央30人、県南20人)
- (ウ) 保育士等キャリアアップ研修事業 11,181千円
- 保育所等において、リーダー的な役割を担う職員の育成を図るための研修を実施する。
- (エ) 保育体制強化事業 17,010千円
- 保育士等の業務負担の軽減を図るため、清掃、消毒、配膳等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に要する経費に対し助成する。
- ・ 補助先 市町村
 - ・ 補助率 3/4 (国1/2、県1/4)
 - ・ 補助件数 52人
- (オ) 【新】保育士・保育所支援センター設置運営事業 15,093千円
- 保育人材確保のため、保育士・保育所支援センターを設置する。
- (カ) 保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 323千円
- 保育士資格の登録申請等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

(キ) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業 100千円
保育士資格又は幼稚園教諭免許状のどちらか一方を有する職員が、特例制度を利用して、未取得の資格又は免許状を取得するための経費に対し助成する。

- ④【新】障害児保育のための職員加配支援事業 208,800 (⊖ 208,800)
障害児保育の充実と保育従事者の処遇改善を図るため、障害児保育のために職員を加配する施設に対し、その費用の一部を助成する。
- ・ 補助先 市町村（私立幼稚園にあつてはその設置者）
 - ・ 対象施設 私立の幼稚園、保育所、認定こども園
 - ・ 補助率 10/10（県 10/10）

(4) 義務教育課

- ① 生徒指導総合支援事業 118,732 (⊕43,082 ⊖75,650)
不登校への対応やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期解決のため、学校・家庭・地域社会等と連携し、教育相談体制の充実を図る。
- ・ 事業内容 スクールカウンセラーの配置
スクールソーシャルワーカーの配置（教育事務所等8か所）
校内教育支援センター支援員の配置
「すこやか電話」の設置
- ② 文化部活動地域展開・地域連携推進事業 9,218 (⊕4,470 ⊖4,748)
中学校文化部活動の地域展開を推進するため、市町村が行う取組を支援する。
- (ア) 文化部活動地域展開・地域クラブ活動推進事業 2,090千円
- ・ 事業内容 県連絡協議会の開催、市町村の地域展開・地域クラブ活動の活動費等の支援（3市）
- (イ) 文化部活動指導員配置支援事業 7,128千円
- ・ 配置人数 市町村立中学校 27人
- ③ 学校支援スタッフ配置事業 167,140 (⊕47,267 ⊖120,148)
教員の負担軽減を図り子どもと向き合う時間を確保するため、教室環境の整備、学習プリント等の準備や採点業務等をサポートする学校サポーターを配置する。
- ・ 配置人数 150人
- ④ 少人数学習推進事業（小・中学校） 322,533 (⊕612 ⊖321,921)
少人数学習によるきめ細かな教育を行い、基礎学力の定着・向上を図るため、必要な再任用短時間勤務職員・非常勤講師を配置する。
- ・ 事業内容 小学校1～6年生
中学校1～3年生（中学校2、3年生は30人程度学級）
非常勤講師74人、短時間勤務職員30人

(5) 高校教育課

- ① 少人数学習推進事業（高等学校） 44,260 (⊖44,260)
高等学校におけるきめ細かな教育による学力の定着・向上を図るため、少人数学級体制に必要な非常勤講師を配置する。
・ 事業内容 コース等の設置、習熟度別少人数学習の実施 等
実施希望校に非常勤講師を配置
- ② 高校生学校生活支援事業 92,207 (国7,172 諸119 ⊖84,916)
高校生一人ひとりがいきいきと学校生活を送ることができるようにするため、支援体制の充実を図る。
・ 事業内容 スクールカウンセラーの配置（48校）
学習支援サポーターの配置（8校）
県立学校給食調理等業務委託（4校）
- ③ デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 34,654 (⊖34,654)
デジタル社会で活躍する人材を育成するため、最新のICT教材やIT専門人材を活用した高校教育を推進する。
(ア) 全ての高校における最先端プログラミング教育 23,515千円
・ 事業内容 プログラミング教材の活用
プログラミングコンテストの実施、教員研修の実施 等
(イ) 普通高校におけるデジタル人材育成 8,500千円
・ 事業内容 デジタル探究コースの設置
デジタルインターンシップの実施 等
(ウ) 専門高校におけるデジタル人材育成 2,639千円
・ 事業内容 専門人材による講義・実習
屋外実習のためのモバイル通信環境の整備
- ④ AKITAグローバル人材育成事業 145,350 (国2,400 諸611 ⊖142,339)
複雑化するグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、小中高一貫した英語教育の更なる推進により、発信力の強化や英語コミュニケーション能力の強化、教員の指導力の向上を図る。
(ア) 発信力強化プロジェクト事業 134,814千円
自分の考えや気持ちを英語で発信できる児童生徒を育成するため、校内外で発信する機会の充実を図る。
・ 事業内容 オンラインを活用した海外高校との交流
外国語指導助手の配置 等
(イ) グローバルコミュニケーションプロジェクト事業 9,799千円
多様性を認め、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、異文化理解及び英語コミュニケーション能力を強化する。
・ 事業内容 小学校3年生から高校3年生を対象としたイングリッシュキャンプの実施、高校生の短期海外留学支援補助金 等

(ウ) 指導力向上プロジェクト事業 737千円
高度化する英語教育に対応するため、英語担当教員の授業力及び英語力の向上を図るとともに、校種間連携を推進する。

⑤ 未来を創る秋田の高校生人材育成事業 82,544 (国280 県333 市81,931)

高校生が自らの未来を力強く切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けられるようにするため、学びを総合的に支援する。

(ア) キャリア教育充実事業 4,367千円

- ・ 事業内容 地域人材を活用した各種ガイダンス、地域連携の取組の充実、社会人講師を活用した講義 等

(イ) ふるさと人材育成事業 73,964千円

- ・ 事業内容 職場定着就職支援員の配置、インターンシップの実施 等

(ウ) キャリア創造支援事業 4,213千円

- ・ 事業内容 産業教育フェア及びものづくりコンテストへの参加、博士号教員による特別講義等授業

⑥ 【新】 スクールロイヤー活用事業 1,996 (市1,996)

県立学校等におけるいじめや不登校、保護者対応等の複雑化する課題に対して法的知見に基づく適切な解決を図るとともに、教職員の心理的負担を軽減するため、スクールロイヤー制度を導入する。

⑦ 高等学校学習環境等整備事業 831,690
(国135,004 県18,846 市13,662 市664,178)

社会の変化に対応し生徒の多様な能力を伸ばす教育を充実させるため、高等学校の学習環境を整備する。

(ア) e-AKITA ICT学び推進プラン事業 744,790千円

- ・ 事業内容 デジタル採点システムの導入、タブレット端末の購入、高校入試出願システム運用保守 等

(イ) 新設統合高等学校等初度調弁費 86,900千円

(6) 高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室

① 全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業 452,142
(国20,000 県11,156 市420,986)

第50回全国高等学校総合文化祭の円滑な実施に向けて大会開催準備や広報活動を行うとともに、運営に携わる生徒及び関係職員等の意欲を喚起し、大会運営体制の強化を図る。

- ・ 開催期間 令和8年7月26日～8月1日

- ・ 開会行事 総合開会式：あきた芸術劇場ミルハス、パレード：広小路

(7) 特別支援教育課

- ① 特別支援学校生の雇用創出・就労促進事業 4,150 (審15 〇4,135)
特別支援学校生の一般就労を支援するため、就労支援や職業教育の充実に向けた取組等により、就職希望生徒数と就職率の増加を図る。
・ 事業内容 就労支援コーディネーターの配置
就労促進フェアの開催 等
- ② 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業 8,681 (国1,180 審21 〇7,480)
特別支援学校教員の指導・支援の質の向上を図るため、高度な専門性を有する教員を養成するとともに、教室環境の整備や車椅子移乗等に係る業務負担の軽減を図る。
・ 事業内容 歩行指導員、点字指導員、言語聴覚士の養成
教員業務支援員の配置
- ③ 【新】 県立学校給食費補助事業 6,336 (国3,052 〇3,284)
県立特別支援学校小学部における給食費の保護者負担軽減を図る。
・ 補助先 県立特別支援学校給食費会計総括責任者
・ 補助率 10/10
(上限月額6,200円まで国1/2、県1/2、それを超える額は、県10/10)
・ 補助内容 給食費と特別支援学校就学奨励費で支給される給食費の差額を補助

(8) 生涯学習課

- ① あきたMuseum機能強化事業 68,169 (使1,463 審31,573 〇35,133)
ミュージアムが有する機能を活用して、多様な地域・社会課題等に対応していくため、デジタル技術を活用した新たな鑑賞・体験の機会の創出等を推進するとともに、世界的に著名な藤田嗣治の作品を所蔵している県立美術館の強みを活かし、国際的な価値の向上を図る。
(ア) Museum特別展充実事業 40,654千円
i) 県立美術館 近代西洋絵画名作展
ホキ美術館名品展
黒井健 んごつね40周年原画展
ii) 近代美術館 親愛なる友フィンセント 動くゴッホ展
隙あらば猫 町田尚子絵本原画展
原安三郎コレクション展 北斎×広重
生誕160年 寺崎廣業展—横山大観、菱田春草らとともに—
iii) 県立博物館 わけあって絶滅しました。展
iv) 農業科学館 バラフェスタ2026
(イ) Museumネットワーク形成事業 822千円
博物館同士や地域の多様な主体と協働し、障害者の生涯学習振興や地域課題への対応等に取り組む。

(ウ) MuseumDX推進事業 2,910千円

「メタバース×キンビ」を保守・運用する。

(エ) 【新】Museum情報発信強化事業 23,783千円

藤田嗣治の作品を通じて秋田県とフランスの交流促進や美術館同士の友好関係の構築を図り、県立美術館の認知度向上と利用拡大を図る。

② “ふれあい・つたえあい”で育む子どもの読書推進事業 1,731 (⊖1,731)

生涯にわたって読書に親しむ子どもを育むため、発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、子どもと関わる大人に向けた読書の楽しさの理解啓発に取り組む。

- ・ 事業内容 中高生ビブリオバトル、小学校を対象としたビブリオスピーチワークショップ、絵本専門士と親子のふれあい絵本タイムの開催 等

(9) 生涯学習課文化財保護室

① 「未来につなぐJOMON」世界遺産魅力アップ事業 9,983 (⊕871 ⊖9,112)

大湯環状列石及び伊勢堂岱遺跡の世界遺産としての知名度向上を図るとともに子ども向けの学習資料を作成して郷土の縄文遺跡への理解を深める。

(ア) 世界遺産魅力アップ事業 3,303千円

- ・ 事業内容 あきたの縄文遺跡魅力発見イベントへの補助
 - ・ 補助先 北秋田市、鹿角市
 - ・ 補助率 2/3 (県 10/10)
 - ・ 限度額 1市あたり500千円

(イ) 世界文化遺産継承事業 6,680千円

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来へ確実に継承するため、4道県連携による資産の保全及びPR活動等を実施する。

- ・ 事業内容 世界遺産協議会やフォーラムの開催
ホームページ等による情報発信

② 【新】戦争遺跡調査事業 890 (⊖890)

戦争の記憶を次世代へ確実に継承し、貴重な歴史的資源を適切に保存・活用するため、全県的な戦争遺跡の実施調査を通じてその価値を体系的に整理し、実効性のある保護施策を推進する。

- ・ 事業内容 調査委員会の開催、戦争遺跡等一覧表の作成 等

(10) 保健体育課

① 秋田型部活動未来創出支援事業 72,157 (⊕24,463 ⊖47,694)

生徒のスポーツ活動を部活動から地域クラブ活動へ展開する市町村の取組を支援するとともに、選手の競技力向上や指導者の資質向上を図る。

(ア) 中学校部活動地域展開推進事業 21,687千円

- ・ 事業内容 県総括コーディネーターの配置
地域展開の実施 (11市町村) 等

- (イ) 中学校運動部活動指導員配置事業 28,533千円
 - ・ 配置人数 107人（市町村立中学校104人、県立中学校3人）
- (ウ) 高校運動部活動指導員配置事業 17,590千円
 - ・ 配置人数 39人（県立高校39人）
- (エ) 部活動躍進プロジェクト 4,347千円

選手の競技力向上や指導者の資質向上のため、企業チームや外部人材を活用した支援を行う。

 - ・ 事業内容 地元企業チームとの連携による指導者研修会の開催
高校野球強化アドバイザーの活用 等

- ②【新】第76回全国高等学校スキー大会開催事業 26,234（⊖26,234）
- 全国高等学校スキー大会を開催し、高校生アスリートにスポーツ実践の場を提供することで、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な青少年の育成を推進する。
- ・ 開催期間 令和9年2月5日～2月8日
 - ・ 会場 鹿角市 花輪スキー場
 - ・ 種目 アルペン、クロスカントリー、ノルディックコンバインド、スペシャルジャンプ

- ③【新】公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1,836,310（Ⓢ917,488 ⊖918,822）
- 学校給食費の保護者負担軽減に取り組む学校設置者への費用の一部を補助するとともに、県内産地場産物の活用率を向上を図り、給食運営の効率的な執行体制を構築する。
- (ア) 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1,834,976千円
 - ・ 補助先 公立小学校等の学校設置者
 - ・ 補助率 10/10（国1/2、県1/2）
 - ・ 限度額 1人当たり月5,200円
 - (イ) 県内給食地場産物活用促進事業 1,334千円

地場産物の活用率向上を図りつつ、調達や物流等を見直し効率的な執行体制を構築する。

 - ・ 事業内容 県内給食地場産物活用促進プロジェクトチーム（仮称）の発足、地場産物活用推進会議の開催 等

(11) 令和7年度終了事業等

・ (施設)	盛土崩落対策事業	【事業終了】
・ (施設)	建設事業周辺家屋調査事業	【事業終了】
・ (義務)	文化部活動地域移行等推進事業	【事業名変更】
・ (義務)	秋田型教育留学推進事業	【事業終了】
・ (高校)	秋田を支える人づくり教育推進事業	【事業終了】
・ (高校)	県立高等学校地域留学支援事業	【事業終了】
・ (生涯)	学校・家庭・地域連携総合推進事業	【事業終了】
・ (生涯)	“あい”で見守る！あんしんネット構築事業	【事業終了】
・ (生涯)	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	【事業終了】
・ (生涯)	つながり、広げる子どもの読書応援事業	【事業名変更】
・ (保体)	秋田型部活動支援事業	【事業名変更】
・ (保体)	運動好きを育てる体育授業支援事業	【事業終了】

使	使用料等	(手数料等)
国	国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
諸	諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
寄	寄付金	
債	県債	
入	繰入金	(基金会計からの繰入金)
一	般財源	

4 当初予算を除く2月議会提出案件

(1) 条例案

①市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る県費負担教職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

②義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き上げる必要がある。

③教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる必要がある。

④秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

教育職員免許法の規定による教育職員免許状の授与等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

⑤学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

⑥秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案

県が秋田県青少年交流センターの管理を行うことに伴い、同センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く必要がある。

令和8年度の教育委員会予算

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	R 8 当初 (A)	R 7 当初 (B)	増減 (A-B)
総務課	2,312,431	1,827,113	485,318
総務課施設整備室	4,505,682	4,665,000	△159,318
教職員給与課	83,684,992	78,739,904	4,945,088
幼保推進課	7,386,276	7,211,348	174,928
義務教育課	1,385,503	2,869,408	△1,483,905
高校教育課	6,318,349	5,577,619	740,730
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	455,549	112,471	343,078
特別支援教育課	1,339,257	1,385,105	△45,848
生涯学習課	1,108,142	1,090,359	17,783
生涯学習課文化財保護室	350,299	784,376	△434,077
保健体育課	2,129,099	254,143	1,874,956
福利課	479,797	515,125	△35,328
歳 出 合 計	111,455,376	105,031,971	6,423,405

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	R 8 当初 (A)	R 7 当初 (B)	増減 (A-B)
3 民生費		7,096,770	6,869,002	227,768
	2 児童福祉費	7,096,770	6,869,002	227,768
10 教育費		104,348,606	98,152,969	6,195,637
	1 教育総務費	18,996,080	16,358,891	2,637,189
	2 小学校費	24,805,421	24,714,107	91,314
	3 中学校費	17,838,723	17,485,263	353,460
	4 高等学校費	26,624,611	25,584,263	1,040,348
	5 特別支援学校費	10,896,276	10,429,527	466,749
	6 社会教育費	2,963,650	3,245,560	△281,910
	7 保健体育費	2,223,845	335,358	1,888,487
11 災害復旧費		10,000	10,000	0
	4 文教施設災害復旧費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		111,455,376	105,031,971	6,423,405

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	R 8 当初 (A)	R 7 当初 (B)	増減 (A-B)	
人件費		86,880,347	81,827,356	5,052,991	
内 訳	うち退職手当	退職手当	10,705,797	7,393,131	3,312,666
	うち退職手当以外	職員給与費、委員、会計年度任用職員報酬等	76,174,550	74,434,225	1,740,325
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	5,298,796	4,654,799	643,997	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、就学支援金、奨学のための給付金等	2,647,902	2,273,110	374,792
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	11,821,545	10,810,537	1,011,008
	積立金	基金会計への積立金	10,180	18,211	△8,031
	貸付金	貸付金	504	504	0
		小計	14,480,131	13,102,362	1,377,769
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	138,093	121,651	16,442	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	459,955	797,687	△337,732	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,188,054	4,518,116	△330,062	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		111,455,376	105,031,971	6,423,405	

令和8年

第2回教育委員会会議

議案第2号

秋田県教育委員会

議案第2号

条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第4項の規定により、令和8年2月13日付け議事-768により意見を求められていた次の条例案について、原案のとおり同意する。

議案第76号 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

令和8年2月17日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成16年条例第71号）のうち、市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の届出の受理に係る規定を改める条例案について、秋田県議会から意見を求められている。これが、この議案を提出する理由である。

議事 ー 768
令和8年2月13日

秋田県教育委員会
教育長 安田浩幸様

秋田県議会議長 工藤嘉範

条例案に対する意見聴取について

知事から提出された次の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

なお、議事運営の関係上、2月26日までに御回答くださるようお願いいたします。

議案第76号 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

担当 議会事務局議事調査課 須藤（内線2121）

議案第七十六号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表三の項中「の設置の届出」を「に係る一般通告等があった旨の通知」に改め、同表四の項中「の設置の認可」を「に係る一般通告等があった旨の通知の受理」に改め、同表五の項中「の設置者等からの報告の徴収」を「に係る一般通告等があった旨の通知の受理」に改める。

別表第二十五中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同表第五号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第九号とし、同表第四号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第八号とし、同表第三号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第七号とし、同表第二号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第六号とし、同表第一号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理

二 法第三十三条の十四第二項の規定による市町村の設置する保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三条の十四第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する指導等

四 法第三十三条の十五第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

別表第二十八中第九号を第十三号とし、第二号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第一号中「児童福祉法（以下この表において「法」という。）及び「を削り、同号を同表第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による私立の保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理

二 法第三十三条の十四第二項の規定による私立の保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三条の十四第三項の規定による私立の保育所の設置者に対する指導等

四 法第三十三条の十五第一項の規定による私立の保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告
別表第二十八の二第一号を次のように改める。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による認可外保育施設に係る一般通告等があった旨の通知の受理

別表第二十八の二中第七号を第十一号とし、第二号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 法第三十三條の十四第二項の規定による認可外保育施設における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三條の十四第三項の規定による認可外保育施設の設置者に対する指導等

四 法第三十三條の十五第一項の規定による認可外保育施設に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

五 法第五十九條第一項の規定による認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収等

別表第二十九の二中第三号を第八号とし、同号の前に次の五号を加える。

三 学校教育法第二十八條第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十

七号。以下この表において「準用認定こども園法」という。）第二十七條の五第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る一般通告等があつ

た旨の通知の受理

四 準用認定こども園法第二十七條の五第二項の規定による市町村の設置する幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置

五 準用認定こども園法第二十七條の五第三項の規定による市町村の設置する幼稚園の設置者に対する指導等

六 準用認定こども園法第二十七條の六第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る第四号に掲げる措置等の内容等の報告

七 準用認定こども園法第二十七條の七第一項の規定による市町村の設置する幼稚園において発生した入園児虐待の状況等の報告

別表第三十中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の四号を加える。

四 学校教育法第二十八條第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この表において

「準用認定こども園法」という。）第二十七條の五第一項の規定による私立の幼稚園に係る一般通告等があつた旨の通知の受理

五 準用認定こども園法第二十七條の五第二項の規定による私立の幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置

六 準用認定こども園法第二十七條の五第三項の規定による私立の幼稚園の設置者に対する指導等

七 準用認定こども園法第二十七條の六第一項の規定による私立の幼稚園に係る第五号に掲げる措置等の内容等の報告

別表第五十三の備考中「ゴイサギ、」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

知事等の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため権限移譲対象事務に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の第十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理等の事務を加える等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

(子育てパッケージ)
 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	市町村の設置する保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
四	私立の保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
五	認可外保育施設に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
六・九	略	略

別表第二十五 (第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十三条の十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があつた旨の通知の受理	略
二 法第三十三条の十四第二項の規定による市町村の設置する保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置	
三 法第三十三条の十四第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する指導等	
四 法第三十三条の十五第一項の規定による市	

旧

(子育てパッケージ)
 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	市町村の設置する保育所の設置の届出の受理	略
四	私立の保育所の設置の認可	略
五	認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収	略
六・九	略	略

別表第二十五 (第六条関係)

権限移譲対象事務	対象市町村
略	略

<p>町村の設置する保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告</p> <p>五 法 第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理</p> <p>六 法 第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理</p> <p>七 法 第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>八 法 第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>九 法 第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>十・十一 略</p>	
別表第二十八（第六条関係）	
<p>権限移譲対象事務</p> <p>一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による私立の保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理</p> <p>二 法第三十三条の十四第二項の規定による私立の保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置</p> <p>三 法第三十三条の十四第三項の規定による私立の保育所の設置者に対する指導等</p> <p>四 法第三十三条の十五第一項の規定による私立の保育所に係る第二号に掲げる措置等の内</p>	略

<p>一 児童福祉法第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理</p> <p>二 児童福祉法第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理</p> <p>三 児童福祉法第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>四 児童福祉法第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>五 児童福祉法第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>六・七 略</p>	
別表第二十八（第六条関係）	
<p>権限移譲対象事務</p>	略

五	容等の報告 法 第三十五条第四項の規定による保育所の設置の認可
六 十三	略

別表第二十八の二(第六条関係)

権限移譲対象事務	一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十三条の十四第一項の規定による認可外保育施設に係る一般通告等があった旨の通知の受理 二 法第三十三条の十四第二項の規定による認可外保育施設における被措置児童等の状況等を確認するための措置 三 法第三十三条の十四第三項の規定による認可外保育施設の設置者に対する指導等 四 法第三十三条の十五第一項の規定による認可外保育施設に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告 五 法第五十九条第一項の規定による認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収等 六 十一	略
一・二	略	対象市町村

別表第二十九の二(第六条関係)

権限移譲対象事務	一・二	略
略	略	対象市町村

一	児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十五条第四項の規定による保育所の設置の認可
二 九	略

別表第二十八の二(第六条関係)

権限移譲対象事務	一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第五十九条第一項の規定による認可外保育施設(同項に規定する施設のうち法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下この表において同じ。)の設置者等からの報告の徴収等 二 七	略
一・二	略	対象市町村

別表第二十九の二(第六条関係)

権限移譲対象事務	一・二	略
略	略	対象市町村

別表第三十(第六条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
<p>一〇三略</p> <p>四 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この表において「準用認定子ども園法」という。)</p> <p>(第二十七条の五第一項の規定による私立の幼稚園に係る一般通告等があった旨の通知の</p>	略
<p>三 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この表において「準用認定子ども園法」という。)</p> <p>第二十七条の五第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る一般通告等があった旨の通知の受理</p> <p>四 準用認定子ども園法第二十七条の五第二項の規定による市町村の設置する幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置</p> <p>五 準用認定子ども園法第二十七条の五第三項の規定による市町村の設置する幼稚園の設置者に対する指導等</p> <p>六 準用認定子ども園法第二十七条の六第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る第四号に掲げる措置等の内容等の報告</p> <p>七 準用認定子ども園法第二十七条の七第一項の規定による市町村の設置する幼稚園において発生した入園児虐待の状況等の報告</p> <p>八 略</p>	

別表第三十(第六条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
<p>一〇三略</p>	略
<p>三 略</p>	

別表第五十三（第八条関係）	
<p>五 準用認定こども園法第二十七条の五第二項の規定による私立の幼稚園における入園見待の状況等を確認するための措置</p> <p>六 準用認定こども園法第二十七条の五第三項の規定による私立の幼稚園の設置者に対する指導等</p> <p>七 準用認定こども園法第二十七条の六第一項の規定による私立の幼稚園に係る第五号に掲げる措置等の内容等の報告</p> <p>八・九 略</p>	<p>受理</p>
<p>一〜七 略</p> <p>権限移譲対象事務</p> <p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものが カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン及びツキノワグマによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的（ツキノワグマにあつては、人への被害を防止する目的に限る。）で行うこれらの鳥獣の捕獲等及びこれらの鳥獣（ハクビシン及びツキノワグマを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。</p>	<p>対象市町村 略</p>

別表第五十三（第八条関係）	
<p>四・五 略</p>	
<p>一〜七 略</p> <p>権限移譲対象事務</p> <p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものが ゴイサギ、カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン及びツキノワグマによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的（ツキノワグマにあつては、人への被害を防止する目的に限る。）で行うこれらの鳥獣の捕獲等及びこれらの鳥獣（ハクビシン及びツキノワグマを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。</p>	<p>対象市町村 略</p>

(参考条文)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第5章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2・3 略

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5～10 略